高松市国民保護計画

令和７年５月
高松市

目　次

第１編　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第１章　高松市の責務、計画の位置づけ、構成等・・・・・・・・・・・・・・ 2
1　高松市の責務及び高松市国民保護計画の位置づけ・・・・・・・・ 2
2　高松市国民保護計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　高松市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・・ 3
4　高松市地域防災計画等との関連・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第２章　国民保護措置に関する高松市の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 4
第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
1　高松市の事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2　関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第４章　高松市の地理的、社会的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
1　地理的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2　社会的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第５章　高松市国民保護計画が対象とする事態・・・・・・・・・・・・・・ 15
1　武力攻撃事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
2　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第２編　平素からの備えや予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第１章　組織・体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第１　高松市における組織・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 22
1　高松市の各部局における平素の業務・・・・・・・・・・・・・・ 22
2　高松市職員の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
3　消防機関の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4　国民の権利利益の救済に係る手続等・・・・・・・・・・・・・・ 25
第２　関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
1　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2　県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3　近接市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
4　指定公共機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
5　ボランティア団体等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第３　通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第４　情報収集・提供等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
1　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
2　警報等の伝達に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・・・・・・・・・・ 31
4　被災情報の収集・報告に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・ 32

第５　研修及び訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
１　研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
２　訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・ 36
１　避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
２　避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
３　救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・・・・・・・・・・・ 37
５　避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
６　生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
７　避難及び救援に関する平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・ 39
第３章　要配慮者支援に関する平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・ 41
１　社会福祉施設等入居者の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
２　在宅の要配慮者の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
３　外国人対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第４章　物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
１　高松市における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
２　高松市等が管理する施設及び設備の整備、点検等・・・・・・・・・ 44
第５章　国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
１　国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・ 45

第３編　武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・・・・・・ 48
１　事態認定前における初動体制の整備及び初動措置・・・・・・・・・ 49
２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・・・・・・ 50
第２章　高松市対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
１　高松市対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
２　通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第３章　関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
１　国・県の対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 62
３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・・・・・・・・ 62
４　他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託・・・・・・・・・・ 62
５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・・・・ 63
６　高松市の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
７　ボランティア団体等に対する支援等・・・・・・・・・・・・・・・ 63
８　住民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第４章　警報及び避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
第１　警報の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
１　警報の内容の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
２　警報の内容の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
３　緊急通報の伝達及び通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
第２　避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
１　避難の指示の通知・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
２　避難実施要領の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
３　避難住民の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
４　避難の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
５　武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項・・・・・・・・・・・・・ 79
第５章　救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
１　救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
２　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
３　救援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第６章　安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
１　安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
２　県に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
３　安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
４　日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
第７章　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
第１　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・ 88
２　武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第２　応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
１　退避の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
２　警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
３　応急公用負担等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
４　消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第３　生活関連等施設における災害への対処等・・・・・・・・・・・・・ 93
１　生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・・・・・・・ 93
第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第８章　島嶼部における全島避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
２　平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
３　全島避難の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第９章　被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

第 10 章　保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
１　保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
２　廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
第 11 章　国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
１　生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
２　避難住民等の生活安定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
３　生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
第 12 章　特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

第４編　復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第１章　応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
２　公共的施設の応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第２章　武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・・・・・ 109
２　損失補償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
３　総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・・・・・・・・ 109

第５編　緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
１　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・ 110

第１編　総論

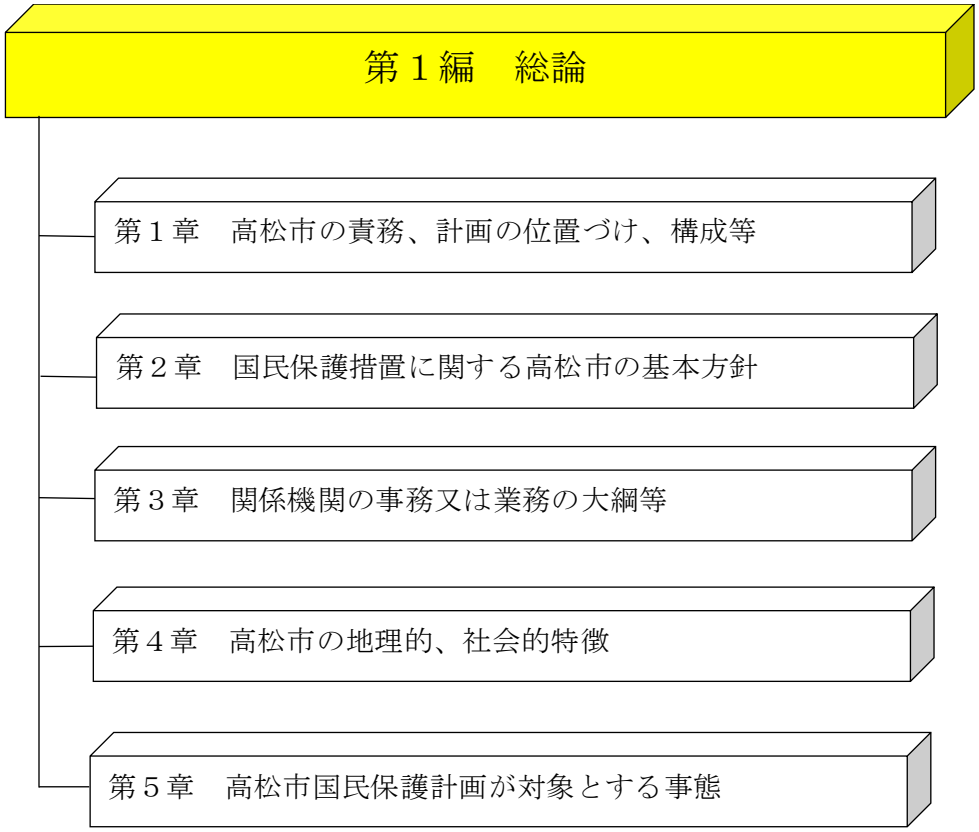
第１章　高松市の責務、計画の位置づけ、構成等
第２章　国民保護措置に関する高松市の基本方針
第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等
第４章　高松市の地理的、社会的特徴
第５章　高松市国民保護計画が対象とする事態

第１章　高松市の責務、計画の位置づけ、構成等

高松市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

計画の体系

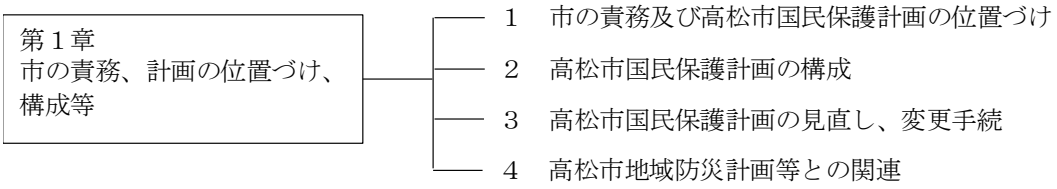

１　市の責務及び高松市国民保護計画の位置づけ

（１）　高松市国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号、以下「国民保護法」という。）第３５条第１項の規定に基づき、高松市長（以下「市長」という。）が作成する計画であり、市が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の地域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

（２）　市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（３）　市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第３５条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

（４）　市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第３５条第２項各号に掲げる次の事項について定める。

- 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関

する事項
- 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- その他、市長が必要と認める事項

2　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態への対処
資料編

3　市国民保護計画の見直し、変更手続

（1）　市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、高松市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

（2）　市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、高松市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、高松市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

4　高松市地域防災計画等との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、高松市地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編）（以下「市地域防災計画」という。）は別の法体系による計画である。

他の計画等の活用については、次章の基本方針に定める。

第２章　国民保護措置に関する市の基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

１　基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

３　国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

４　関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

５　国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

６　高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

７　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

８　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9　外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

10　地域特性への配慮

市には、第４章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき様々な地域特性が存在する。

市に整備されたサンポート高松は、海陸交通のターミナル機能、高度な都市機能、業務能力、コンベンション機能の集中化を図って整備され、同時に、島嶼部（女木島、男木島、大島等）へ向け定期船が運航されるなど離島等との重要な連絡拠点ともなっている。

このほか、香川用水や多くのため池など、様々な地域特性があることから、市は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に十分に配慮する。

11　市地域防災計画等の活用

市は、国民保護措置が、現有の市地域防災計画、市の危機管理対応マニュアル等における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

計画の体系

第３章
関係機関の事務又は業務の大綱等
- １　市の事務又は業務の大綱
- ２　関係機関の連絡先

国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

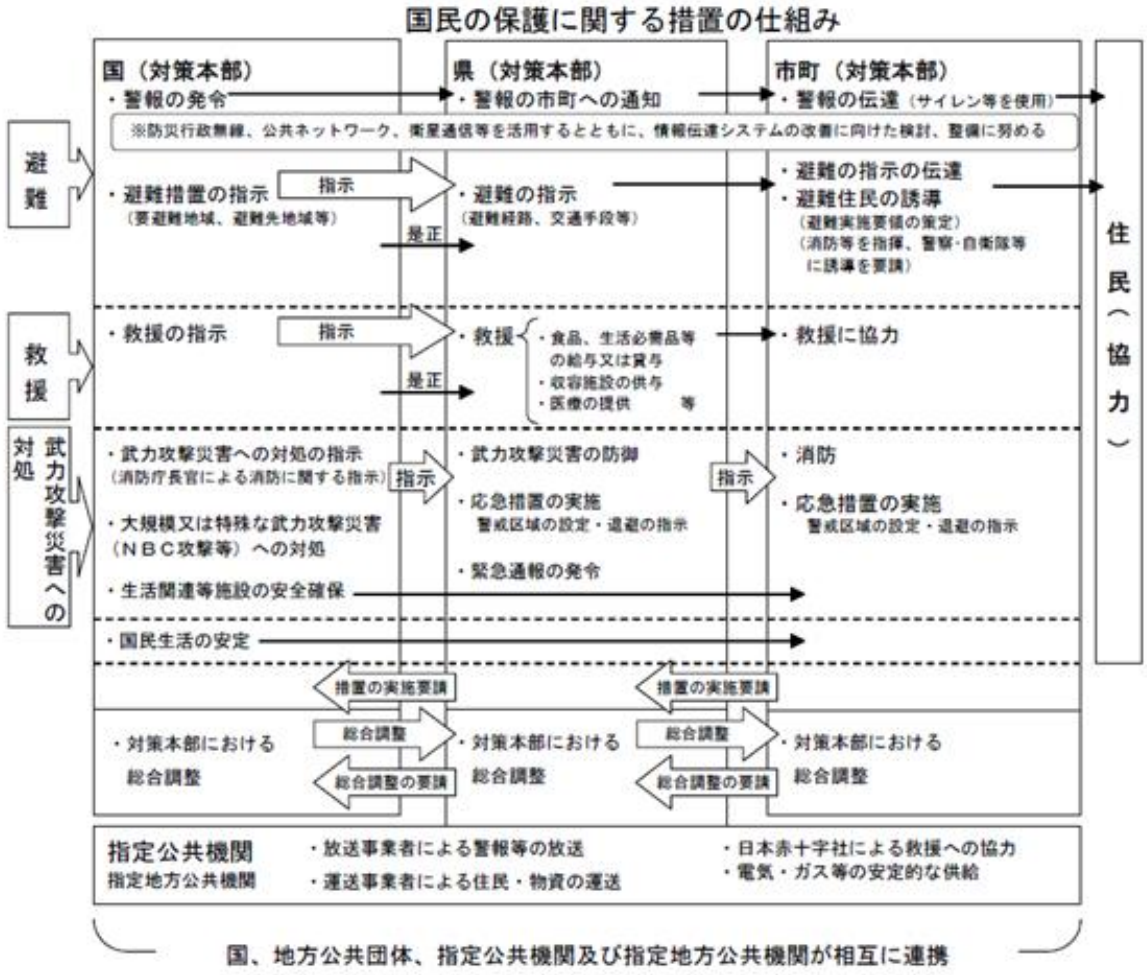

1　市の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市は、次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
1　高松市	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2　関係機関の連絡先

各関係機関の連絡先を示す。

なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という）、指定行政機関等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途示される。

また、関係機関等の連絡先については、市国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有する。

資料編１－１：関係指定地方行政機関連絡先
資料編１－２：関係指定公共機関連絡先
資料編１－３：関係指定地方公共機関連絡先
資料編１－４：香川県連絡先
資料編１－５：県内市町国民保護担当部署連絡先
資料編１－６：警察機関連絡先

第４章　市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

計画の体系

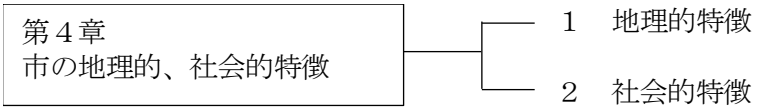

１　地理的特徴

（１）　位置及び面積

市は、香川県の中央部、東経１３４度２分４８秒、北緯３４度２０分３４秒に位置し、北は瀬戸内海に面しており、海上約４km には女木島、男木島、また、大島が位置しており、東はさぬき市と三木町、西は五色台を境に坂出市と綾川町、南はまんのう町や讃岐山脈を境に徳島県美馬市などに接している。

市域の面積は、３７５．６７ｋ㎡で、香川県の面積の約２０％を占めている。

（２）　地形

市の地形は、南から北へ山地、丘陵地及び平野の順に分けられる。南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かってゆるやかに傾斜し讃岐平野が展開し、北は瀬戸内海に面しており、海岸線の総延長は約１１５km である。

讃岐山脈は、標高５００～１，０００ｍの山々が東西方向に尾根を連ねている。最も高い山は竜王山で１，０５９．９m、次いで大川山（１，０４２．９m）、大滝山（９４６．０m）である。讃岐山脈の北側には、標高１００～４００ｍの丘陵地が東西に延びている。

平野は東西約９km、南北約８km の扇状地性の海岸平野で、高松平野と呼ばれている。平野部を形成する主な河川は、東から新川・春日川・詰田川・香東川・本津川で、河川沿いでは平野部の標高が河床の標高より低くなる天井川を示す箇所も見られる。香東川は他の河川と比べて流域延長も長く集水面積が大きいため、讃岐山脈より砂礫主体の土砂を平野部に運搬し、市内の下流域に厚く堆積している。市街地は、旧香東川の河口部と埋立地に位置している。

市は、国民保護措置を実施する場合、瀬戸内海に点在する離島や市南部の山間部では、避難手段等が限定されるため、平素から船舶やバス等を有する関係機関等との連携に努め、全住民避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

高松市の地形

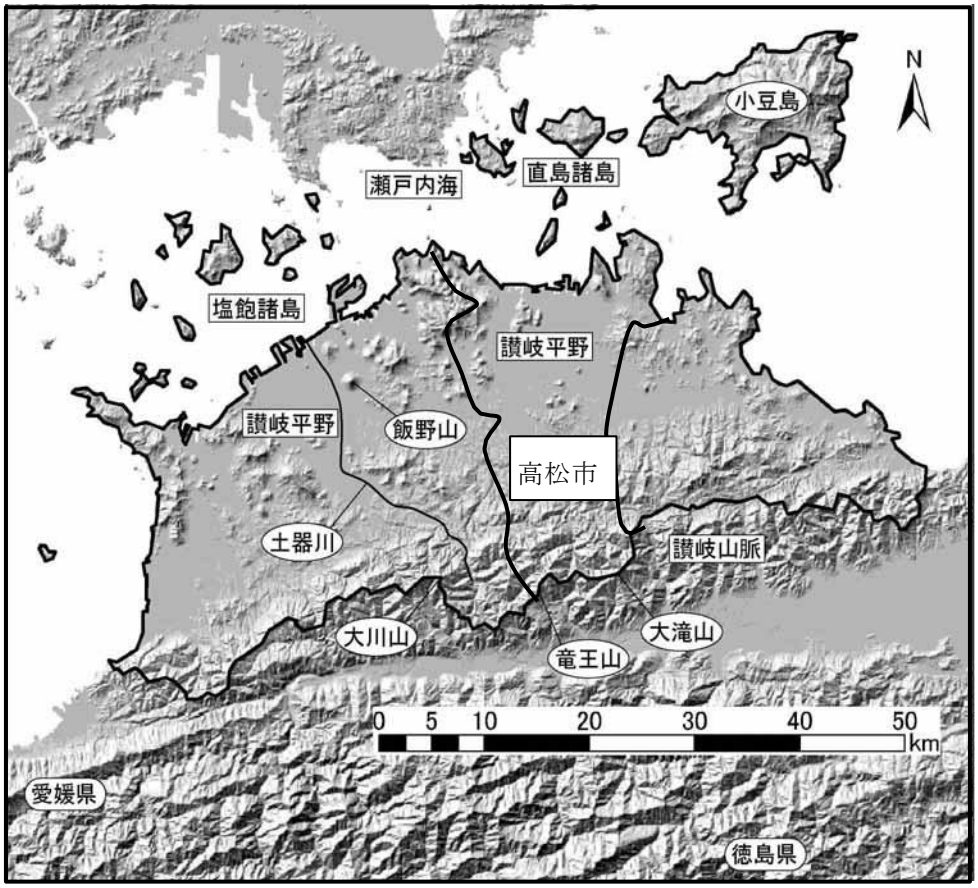

（3） 気候

市の気候は、瀬戸内海気候区に属している。年平均気温は１５℃前後で、年間を通じて気温較差が小さく、温暖な気候である。降水量は1，１５０mm前後と少なく、これまで幾度か渇水に悩まされた。年間降水量の５０％以上は、梅雨及び台風期に集中しており、冬期は極端に少なく、乾燥した晴天の日が続く。したがって、市に大雨を降らせる原因は、梅雨期の前線活動と台風によるものが多いが、他にも低気圧の通過や雷雨による局地的集中豪雨によっても、大雨に見舞われることがある。風速は年平均２．５㎧で、冬期に西の季節風が集中し、最大で１１㎧程度である。

市の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、気候が温暖で、降水量が少ない。市における年平均気温は１６．７℃、年降水量の平年値は1，１５０．1㎜ である。

高松地方気象台の５か年の風向を見ると、秋には南西～西南西の風が多く吹き、冬には、西風が多い。春と夏は、東北東、西南西、北北西～北の３方向からの風が多い。

また、春から梅雨期にかけては瀬戸内海を中心に濃霧が発生し、フェリーなど海上交通の運行に支障を来すことがある。

市は、武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集及び飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。

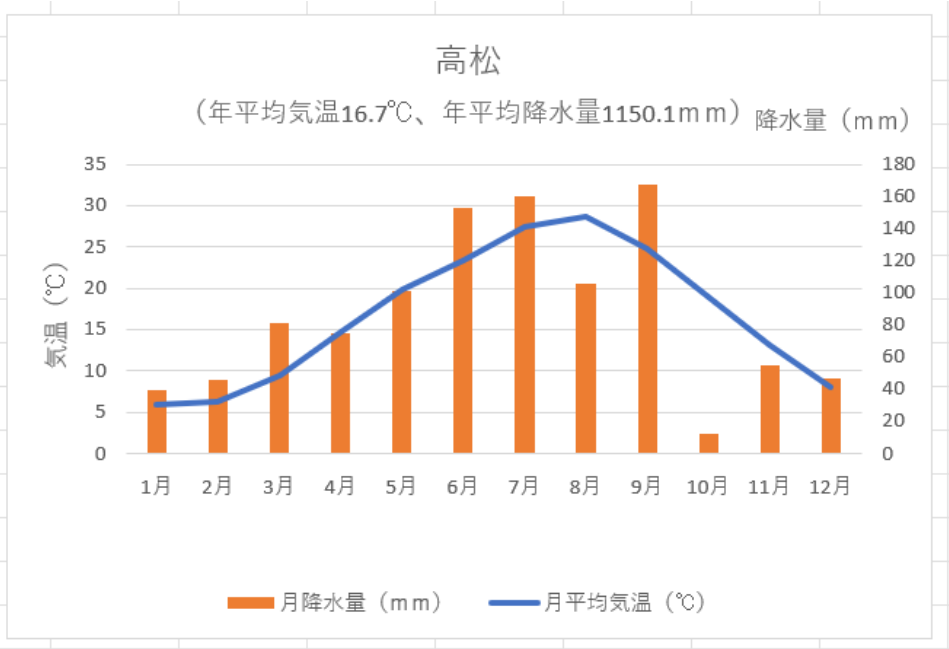

２　社会的特徴

（１）　人口及び世帯

市の総人口は、令和２年１０月１日現在、４１７，４９６人（男性２０２，０２９人、女性２１５，４６７人）、世帯数は１８７，５１１世帯であり、人口分布は、主に瀬戸内側沿岸部及び平野部に点在する都市部に集中している。

市の世代別人口は、１５歳未満の人口が市人口に占める割合は１２．６％、１５歳～６４歳が５８．７％、６５歳以上が２８．７％である。本市における６５歳以上の高齢化率は、全国平均の２８．６％と比べ、０．１％高い。

市は、武力攻撃事態等において、人的被害を最小限にするために、平素における山間部や島嶼部の高齢者等の避難誘導の在り方、都市部における国民の避難誘導の在り方等を十分に検討する必要がある。

【参考】人口及び世帯数（令和２年１０月１日）※登録人口　　（単位：人・世帯）

小学校区	世帯数	人口		
		総数	男	女
総数	200,181	426,118	205,837	220,281
新番丁	9,678	17,943	8,640	9,303
亀阜	7,746	14,515	6,974	7,541
栗林	8,278	17,514	8,281	9,233
花園	4,549	8,297	3,951	4,346
高松第一	9,488	16,154	7,838	8,316
鶴尾	6,293	9,798	4,920	4,878
太田	6,017	13,204	6,374	6,830
太田南	6,612	14,770	7,054	7,716
中央	5,602	12,949	6,272	6,677
木太	4,450	9,293	4,404	4,889
木太北部	4,180	8,565	4,134	4,431
木太南	4,618	10,404	4,975	5,429
古高松	5,463	11,586	5,416	6,170
古高松南	4,566	10,470	5,174	5,296
屋島	4,332	8,933	4,326	4,607
屋島東	1,267	2,790	1,319	1,471
屋島西	3,914	7,798	3,709	4,089
前田	2,019	4,123	1,976	2,147
川添	5,294	10,498	4,923	5,575
林	6,192	13,971	6,970	7,001
三渓	2,184	5,365	2,718	2,647
仏生山	4,278	9,180	4,409	4,771
香西	4,860	10,312	5,069	5,243
一宮	7,099	14,735	6,955	7,780
多肥	5,968	14,645	7,072	7,573
川岡	1,943	4,525	2,194	2,331
円座	4,644	11,181	5,362	5,819
檀紙	3,476	8,448	4,138	4,310
弦打	5,229	10,748	5,304	5,444
鬼無	2,521	5,700	2,775	2,925
下笠居	2,432	5,313	2,554	2,759
女木	103	147	65	82
男木	103	154	69	85
川島	4,460	10,028	4,789	5,239
十河	3,776	8,917	4,344	4,573
植田	1,014	2,222	1,075	1,147
東植田	516	1,044	515	529
塩江	1,245	2,439	1,168	1,271
香南	3,150	7,211	3,623	3,588
大野	3,207	7,493	3,644	3,849
浅野	3,788	8,383	4,063	4,320
川東	3,230	7,285	3,557	3,728
国分寺北部	5,422	12,575	6,119	6,456
国分寺南部	5,160	12,398	6,004	6,394
庵治	2,181	4,861	2,340	2,521
庵治第二	45	54	31	23
牟礼	2,399	5,377	2,594	2,783
牟礼北	3,170	7,337	3,497	3,840
牟礼南	2,020	4,466	2,160	2,306

【参考】男女別、年齢別（５歳階級）人口構成（令和２年１０月１日）

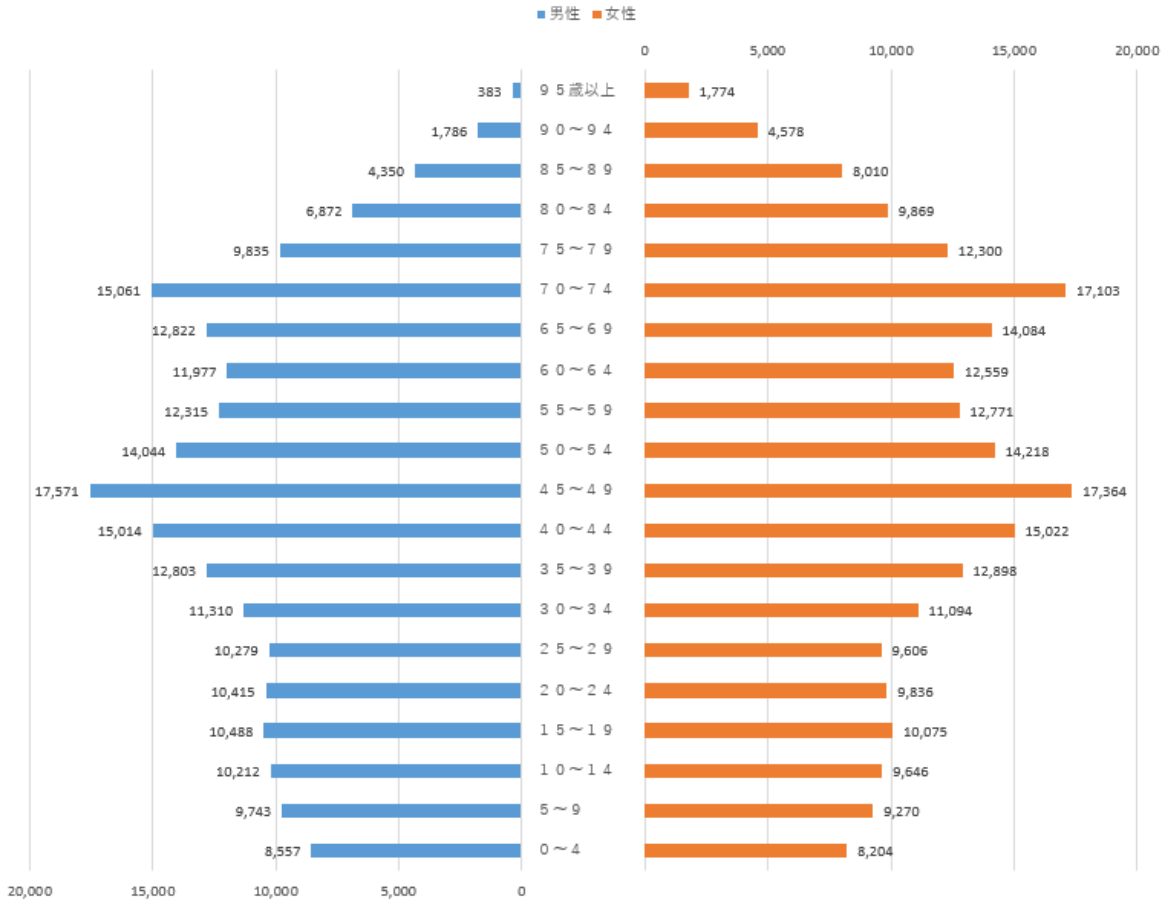

（２） 離島

香川県では、小豆島を始め、直島諸島、塩飽諸島、伊吹島等の１１０余の島が存在する。そのうち有人の島は２４あり、市の有人の島は男木島・女木島・大島の３島で島民数は３１０人となっており、離島を結ぶ定期航路は、高松港と大島、女木島、男木島等との定期便がある。

これら離島において、武力攻撃事態等が行われた場合には、島民が孤立するとともに多数の人的被害をもたらすことが想定されるため、平素より基礎情報を収集し、全島避難の効率的な運搬が行えるよう検討する必要がある。

島名	人口（令和２年１０月１日時点）
大島	５３
男木島	１３２
女木島	１２５

（３） 道路の位置等

市内の道路は、令和６年４月１日現在で、総延長約２，８００㎞となっている。市の幹線道路は、市街地を中心に放射状に延びており、このため、都市内交通に加えて通過交通も流入することになり、市街地の慢性的渋滞が生じている。これらの幹線道路は、災害時のライフラインとして極めて重要であるため、通過交通の排除や道路の機能分担等を抜本的に図る必要がある。

また、高速道路として四国横断自動車道の高松西、高松檀紙、高松中央及び高松東インターチェンジが設置されている。

（４） 鉄道、空港、港湾の位置等

市内を通る鉄道は、ＪＲの予讃線・土讃線・高徳線と、高松琴平電鉄の琴平線・長尾線・志度線が運行されている。特に、昭和６３年に開通したＪＲ瀬戸大橋線は、旅客輸送機能を飛躍的に拡大させている。

県庁所在地である市は、行政・経済活動の中枢機能が集中しており、鉄道利用者は相当な数にのぼっている。このような利用者の増加は、ラッシュや運行ダイヤの過密化をもたらしており、災害時の危険性を高めている。

平成１８年１月の合併に伴い、「四国の空の玄関」である高松空港を擁することになり、人、物、情報の広域的な交流拠点としての役割を果たしている。

また、市内の港湾・漁港は、県管理の重要港湾高松港（弦打港・香西港・神在港・生島港を含む。）のほか、市管理港湾として地方港湾の９港と市管理漁港として第二種漁港が２漁港、第一種漁港が１０漁港である。

（５） 香川用水、ため池、ダム

香川県は、年平均降水量が全国平均と比べ約３分の２と少なく、また、県内を流れる河川も流域が小さい上に、流路延長も短く急流であるため、通常は河道に流水を見ないことも多い。そのため、水源確保対策として、古くから多くのため池やダムが築かれるとともに、昭和４９年には香川用水の通水が開始された。

香川用水は、吉野川上流に建設された早明浦ダム（新規開発水量年間８億６，３００万㎥）を水源とし、その下流の池田ダムから取水し、讃岐山脈を貫く８㎞ の導水トンネルで県内へ導き、幹線水路により県内各地域へ配水している。昭和４９年５月３０日より供用開始され、年間供給計画水量は２億４，７００万m^3 である。また、本市の香川用水の総延長は約１４ｋｍであり、上流部の約３ｋｍの区間では、農業用水、水道用水が送水され、残りの延長約１１ｋｍの区間では、農業用水専用として送水されている。

また、平成２１年３月には、渇水時や緊急時の水道用水の確保を目的とする香川用水調整池「宝山湖」が完成した。

香川県広域水道企業団では、香川県水道広域化基本計画に基づき、安定給水の確保を図るために、水源開発、施設整備等を行っている。

市内のため池は２，５００余箇所あり、農業用水の約８割はため池に依存し、貴重な水源となっている。代表的なため池として、公渕池、三郎池等がある。

県内のダムは、管理中が１６ダム（多目的１１ダム、治水５ダム）あり、市内には、内場ダムと椛川ダムがある。

市は、武力攻撃事態等において、香川用水施設、ため池、ダムが破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

（６） 自衛隊施設等

市内の自衛隊施設は、自衛隊香川地方協力本部である。自衛隊香川地方協力本部は、香川県（公共機関）及び部隊等との連絡・調整、情報の収集・伝達を担任する。

（７） サンポート高松

サンポート高松は、旧国鉄用地と埋立地等を中心とした約４２ｈａの広大な面積を有しており、海陸交通のターミナル機能、高度な都市機能、業務機能、コンベンション機能の強化を図るため、整備された地区である。

地区の東側には高松港、高松港レストハウス、高松港旅客ターミナルビル等の港湾関連施設があり、南側にはＪＲ高松駅、バスターミナル、ＪＲホテルクレメント高松等の施設がある。また、駅北側には、多目的広場を中心に、シンボルタワー、国の高松サンポート合同庁舎があり、西側には高層マンション群が立地している。

また、この地区は、周辺の交通拠点となっており、鉄道ではＪＲ高松駅から、徳島県、愛媛県、高知県、岡山県及び東京都へ至る列車が運転されている。

港湾では高松港から、阪神方面、岡山・宇野港（休止中）、島嶼部（小豆島、直島、女木島、男木島、大島、豊島等）へ向け定期船が運航されている。

これら施設や建物が、武力攻撃事態等において破壊された場合には、多数の人的被害をもたらし、情報拠点、離島等との拠点となる機能を持ち合わせる施設を失うため、これらの施設に対しては、十分に警戒する必要がある。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

計画の体系

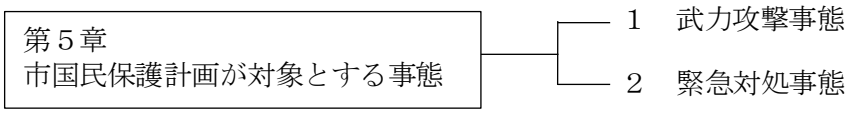

１　武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。ここでは、基本指針に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示す。

	特徴	留意点
着上陸進行	・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される。 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい。 ・石油コンビナート等攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する。	・事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要。 ・瀬戸内の香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能。 ・可能なら武力攻撃予測事態において避難。 ・広域避難に伴う混乱発生の防止に努める。 ・速やかな避難のための輸送力確保が必要。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	・事前に予測できず突発的に被害が発生することも考えられる。 ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される（石油コンビナート等の被害）。 ・汚い爆弾（ダーティボム）が使用される場合がある。	・対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる。 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要。 ・知事による緊急通報の発令、市町長又は知事による退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要。

	特徴	留意点
弾道ミサイル攻撃	・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間での着弾が予想される。 ・弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。	・迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要。 ・当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施。 ・屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難。 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難。
航空攻撃	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難。 ・都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定。 ・繰り返し行われることも考えられる。	・攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意。 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難。

特殊な対応が必要となるＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

	留意点
ＮＢＣ攻撃共通の留意点	・内閣総理大臣は、関係大臣等を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる。 ・消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う。 ・知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限要請等の措置を講ずる。 ・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる。

	特徴	留意点
核兵器等	・被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。 ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。	・風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制 ・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。 ・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難。 ・汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施。
生物兵器	・人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。	・二次感染の拡大防止が課題。 ・外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。 ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランスにより、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う。
化学兵器	・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤によって異なり、被害の範囲も一様ではない。	・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する。 ・原因物質の検知及び特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施。 ・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く。

２　緊急対処事態

市国民保護計画においては、以下の(１)のとおり緊急対処事態を定義するとともに、緊急対処事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

（１）　緊急対処事態の定義

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態

（２）　攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
・危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
・ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる。

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

（3） 攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	放射性物質	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	生物剤（毒素を含む。）による攻撃	・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
・水源地に対する毒素等の混入	化学剤による攻撃	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想。 ・爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。